

平成30年北海道胆振東部地震による経済支援について

平成30年北海道胆振東部地震により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

東北大学では、被災した本学学生が経済的な理由により修学の機会を失うことのないよう、経済支援策として、次のとおり入学料・授業料免除を実施します。

1 支援対象者

被災学生のうち、以下2点すべてに該当する学生に対し、被災状況に応じて入学料・授業料免除の支援を行います。

①災害救助法適用地域に主たる学資負担者が居住し、り災した事実を公的証明書等により証明可能な学生

※災害救助法適用地域

(ホームページ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html#2018hokkaido_jishin 参照)

②以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の学生

○主たる学資負担者が死亡又は行方不明になった場合

○主たる学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊した場合

2. 支援内容

○入学料免除（平成30年入学者：被災状況に応じて全額免除または半額免除）

○授業料免除（平成30年度前期分及び後期分：被災状況に応じて全額免除または半額免除）

3. 申請方法

次の書類をとりまとめのうえ、経済支援係窓口（川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階4番窓口）へ提出してください。

なお、下記書類の外、審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

①「北海道胆振東部地震に伴う入学料・授業料免除願」（所定用紙）

②「死亡又は行方不明を証明する書類」（該当者のみ）

③「り災証明書」

証明を期日までに入手できない場合は、住宅の被害状況写真、免許証等の住所が確認できるものを提出することにより申請を受け付けますので、後日、必ず提出いただきます。

※すでに平成30年4月・10月入学料及び前期分・後期分授業料を納入済みの場合でも、上記対象者は申請できます。

4. 申請期間

平成30年11月6日（火）～11月16日（金）（期日までに提出できない場合はご連絡ください）

【問合せ先】 平日8：30～17：00

東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係（川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階4番窓口） 電話：022-795-7816

